

総合特別区域の進捗に係る評価  
〔国際戦略総合特区〕

令和元年度

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区

〔指定：平成23年12月、認定：平成24年3月〕

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.5+4.5)/2=4.5$

4.5

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	特区事業の実施によるライフィノベーション分野における経済効果	103%	4
2	個別化・予防医療及び未病改善などを実現するためのデータサイエンスの活用等に取り組む事業数	83%	4
3	医薬品・医療機器・再生医療等製品等の早期実用化に向けた取組件数	172%	5
4	新たに展開された商品・サービスの創出件数	100%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 2 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 4.5$

4.5

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 数値目標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が一致しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(2.7+3+3.7)/3=3.1$

3.1

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

専門家による評価の平均値

2.7

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.7

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.7

- ・比較的順調に進んでいるように見受けられる。税制支援を活用できる事業について、来年度の投資促進税制の活用が広がることが期待される。
- ・総合的なライフイノベーションの技術開発から社会実験、事業化の各段階の進展を分野を俯瞰して説明する工夫を期待する。
- ・規制緩和によって何を具体的に実現することが必要なのかが明確でない。
- ・事業の成果として、特区関連事業の就業者数とデータサイエンスの活用に取り組む事業数は重要であり、これらの指標が目標値に達するよう工夫が必要。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.7

### 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(4.5+3.1+3.7 \times 2) \div 4=3.8$

3.8

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。